

平成 2 1 年 度

新 温 泉 町 教 育 構 想

新温泉町教育委員会

<兵庫県教育委員会の基調>

元気兵庫へ ころろ豊かな人づくり

《新温泉町教育構想》

『 生涯にわたって 生き生きと輝く教育をめざして 』

(副題) 「夢」と「志」を持って、自分の人生を切り拓く「生きる力」をはぐくむ

【 元気な子どもと、信頼される学校づくり 】

《 新温泉町がめざす人づくり 》

- ① ふるさとに誇りを持ち、人と自然にやさしく、未来を切り拓く人
- ② 夢や希望を持ち、自ら進んで学び続ける人
- ③ 心も体も元気で、豊かな人間関係を築く人

《義務教育の目的・理念》

変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代であります。

このような時代だからこそ、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成を担う義務教育の役割は大きいのです。そのため、責務として義務教育の根幹（①機会均等 ②水準確保 ③無償性）を保障し、国家・社会の存立基盤がいささかも揺らぐことのないようにする必要があります。

《教育の使命》

教育は人格の完成をめざし、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間に育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠であります。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもあります。

さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展させていく必要があります。

こうした使命は、今後、いかに次代が変わろうとも普遍的なものであります。

《 8つの重点課題 》 ※兵庫県教育委員会「指導の重点」に係る、新温泉町としての方策について

1 基礎・基本を確実に定着させ、主体的、創造的に実践・活動する力をはぐくむ

21世紀は新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。

こうした状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことが重要であります。

そのため、三つのバランスを図りつつも、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の伸長を図ります。そして、学ぶ意欲や継続した学習姿勢も含めた幅広い学力を身につけるよう努めます。

同時に、新学習指導要領移行措置を円滑に実施するとともに、あらゆる指導方法や指導体制の工夫・改善等を図り、教育活動の充実を期して取り組みます。

2 互いを思いやり、尊重し、命や人権を大切にすることをはぐくむ

社会がどのように変化しようとも時代を超えて変わらない大切なものに、規範意識・倫理観、公共心、他者を思いやる心、人権を尊重する心、人間の力を越えたものに対する畏敬の念、ふるさとの自然・文化を愛する心などがあります。

そのため、教育活動全体を通じて、命の大切さを教え、共に生きる心を育てるなど、心の琴線にふれる「心の教育」を一層推進します。

3 道徳教育・体験教育を充実し、豊かな人間性や社会性をはぐくむ

子どもの発達段階に応じて社会性や豊かな人間関係を培っていくために、様々な体験活動を通して子どもたちが自ら学び、考え、体得する教育を推進します。

そのため、道徳教育を学校の全教育活動を通じて推進するとともに、歴史・文化に触れる実体験や社会の一員として地域に貢献する活動の充実を図ります。

4 震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育を推進する

学校が地域の安全・安心の核となるよう、校内の防災体制を充実させつつ、震災から学んだ教訓を生かし、これを踏まえた教育を一層推進します。

そのため、各学校独自の災害対応マニュアルの整備や検証を常に行うとともに、防災意識の高揚を図りつつ、防災想定訓練等の充実を期して取り組みます。

5 地域に信頼される、魅力ある学校づくりを進める

児童生徒一人一人の持つよさや可能性を伸ばし、創造性、チャレンジ精神などをはぐくみ、子どもの実態に応じた教育活動を展開します。また、地域の信頼に応え、保護者や地域住民の参画と協働を得て、魅力ある学校づくりを進めます。

そのため、教育方針や学校運営の状況等について積極的に情報を発信するとともに、学校評議員制度、学校評価システムを活用して保護者や地域の方々の意見を聞くなど、学校として説明責任を果たすことにより開かれた学校づくりを推進します。

6 家庭・地域との連携のもと、子どもの健康・安全を守る取組を進める

子どもの心身の健康と安全確保は喫緊の課題であります。

そのため、学校あげて、日々心身とも元気に過ごせるよう保健管理、保健教育を推進します。また、各学校では、危機管理マニュアル等を活用した防犯訓練や防犯教室を実施するとともに、関係機関等との連携や協力により地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を一層推進します。

7 教育の専門家としての自覚を高め、資質能力の向上に努める

“教育は人なり”と言われます。また、学校教育の成否は、教職員の資質・能力に負うことが大きいとも言われます。

そのため、教職員は使命感と高い倫理観を持つとともに、教育に対する強い情熱を持ち、子どもたちは勿論、保護者や地域住民から寄せられる期待や信頼に応えるよう努めます。また、山積する教育課題の遂行にあたっては、夢と自負を持ち、教育の専門家としての指導力をはじめ豊かな人間性の涵養等、資質能力の向上に努めます。

8 生涯学習社会における学びの機会を充実し、自発的な学習活動を支援する

社会の成熟化に伴い、人々の学習のニーズはますます高度化、多様化する中で、学習者への支援体制を整えるとともに、積極的な情報提供を推進します。

そのため、生涯にわたり自己実現を図るために、義務教育段階から自ら学ぶ意欲を培うとともに学習習慣を確立するよう努め、多様な学習機会を創造し提供していきます。

《学校教育》

1 信頼される学校づくりの推進

(1) こころの通うあう学校づくりの推進

校長のリーダーシップのもと、誰もが喜んで学校に来て、生き生きと活動する学校を創り、児童生徒一人一人が大切にされる学校文化を築きます。

そのため、保護者や地域の人々に支えられた学校づくりに邁進し、しかも、マンネリに陥らずに日々新たな思いを込めた教育活動を展開します。日々、教育の営みを大切にします。

(2) 教職員の資質と指導力の向上

学校教育の成否は、資質能力・実践的指導力を備えた教職員の育成を図るか否かにかかっているとされます。

そのため、教育の専門家として期待される教職員の資質能力の向上をめざし、校内研修の充実を図って実践的指導力を高めます。また、教育活動に生かせる幅広い視野を身につけ、豊かな心と人間性の涵養に努めます。さらに、児童生徒の内面理解に基づいた指導を充実させ、カウンセリングの力量を高める取組も進めます。

2 生きる力をはぐくむ教育の推進

(1) 確かな学力の定着と一人一人の個性や創造性を伸長する教育の推進

児童生徒一人一人に、確かな学力を保証することは教育の大きな使命であります。また、子どもたちに各教科等における基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、それぞれが持っている能力や可能性を伸ばし、「確かな学力の定着」や「個性や創造性の伸長」に努めます。

そのため、児童生徒の学習の達成状況を的確に把握し、補充的・発展的な学習を取り入れたり宿題や課題を適切に与えたり、読書意欲を喚起する「読書タイム」を設けたりなど、学びの機会を充実します。また、家庭と連携して学習習慣を身につけさせるよう指導を工夫します。さらに

一人一人に対応する柔軟な少人数学習集団の編制を行うなど、学習指導方法等のより一層の工夫改善に向け、新学習システムを構築します。

(2) 子どもの心に響く道德教育の充実

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、具体的な生活の中に生かせるよう、すべての教育活動の中で児童生徒の内面に根ざした道德性の育成に努め、未来に向かって人生や社会を切り拓く実践的な力を養います。

そのため、特に、学校あげて「道德の時間」の充実を期して取り組みます。

(3) 豊かな心をはぐくむ教育の推進

子どもたちが元気で楽しく安全に学校生活が送れるよう適切な学習環境の整備を図ります。また、心の教育を充実させ自ら困難を克服するとともに、正義感や公正さを重んじる心、他と協調し思いやる心の育成も図ります。

そのため、小学校での「自然学校」や「環境体験事業」、中学校での「トライやる・ウィーク」「わくわくオーケストラ教室」等の体験活動を引き続き推進し、豊かな人間性や社会性を培い、こころ豊かにたくましく生きる力の育成に努めます。

(4) 教育支援体制の充実（生徒指導の充実）

規範意識の醸成が喫緊の課題であります。

いじめの問題、不登校、暴力行為、少年非行、集団生活になじめないなど児童生徒の重要課題に対し、児童生徒への相談体制や、学校・教職員に対する支援体制を充実します。

そのため、「スクールカウンセラー」の活用や、学校だけでは解決困難な児童生徒の問題行動等に適切に対処するため「学校支援チーム」を活用するとともに関係機関との連携を図ります。

また、各学校園に教育相談体制を整備し、早期発見・早期対応を図るべく学校・家庭・関係機関が連携した実効性のある取組を実践します。さらに、①「してはいけないことは絶対にしない」②「しなければならないことは進んでする」、③「よいことは続ける」などの心構えづくりとともに、規範意識の基盤づくりに向けて取り組みます。

(5) 情報教育の推進

高度情報化社会に対応し、すべての児童生徒が発達段階に応じ、インターネット等を活用して主体的に情報の活用を図るとともに、分かりやすい授業の実現を図ります。

そのため、情報や情報通信技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報の発信・受信に伴う責任など、情報モラルの育成に努めます。

(6) 人権教育の推進

「人権教育基本方針」「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、児童生徒が様々な活動や体験を通して生命尊重の精神を培い人権尊重への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成します。

そのため、この教育の全体計画を作成し、全教育活動の中で推進を図ります。特に、「人権教育指導プログラム」「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」、人権教育パンフレット「かけがえのない あなただから」等の活用も図ります。

(7) 国際化に対応した教育の充実

国際社会の一員として、互いに違いを認めて尊重する生き方の中で幅広い教養と豊かな人間性を培うよう努めます。

そのため、生徒の英語力の向上や地域での国際交流、異文化理解に努め、中学校に外国語指導助手（ALT）を引き続き配置し、国際理解教育の推進を図ります。また、幼稚園、小学校においても外国語指導助手（ALT）を有効に活用し、園児・児童が早期から英語と慣れ親しむ環境整備を図り、コミュニケーション能力の育成に努めます。さらに、新学習指導要領移行措置期間から『外国語活動』を設定し、教員研修を深めながら、この教育の推進を図ります。

(8) 学校安全の徹底、学校環境の整備充実

学校は、何にもまして、「安全な学校」が求められています。

そのため、学校危機管理対策として、学校危機対応マニュアル等を活用した防災・避難訓練等の取組を一層推進します。また、保護者、地域との連携を密にした学校安全体制づくりを行い、防災、防犯教育の推進を図ります。さらに、学校の営繕・補修とともに、耐震診断等を推進し、施設設備の安全対策に努めます。同時に、「危機意識が低下すると、その対応が鈍る」ことのないよう、安全意識の高揚を図ります。

(9) 特別支援教育の推進

障害のある子どもたちの視点に立ち、障害の状態に応じた、きめ細かく適切な教育的支援を行う指導の充実を図ることが重要であります。

そのため、一人一人の障害の状態や発達段階、特性等を把握し、個々の課題を明確にして適切な指導計画等を作成して、教育活動の充実を図ります。また、心身障害児就学指導委員会による早期からの教育相談を体系化し関係機関との連携協力を密接にするとともに、一貫した教育が行えるよう、校内での推進体制の整備を促進し、就学後の教育の充実を図ります。

さらに、特別支援教育への理解・啓発に一層努め、切れ目のない連携を図ります。

(10) 幼稚園教育の充実

《平成21年度より、「認定こども園」設置で事務委任する。》

幼児期は、心身ともに調和のとれた発達の基礎を培う重要な時期であることを踏まえた幼児教育の推進を図ります。

そのため、子どもの発達の実態に即し創意工夫を生かした教育課程を編成し、指導の充実を図ります。遊びを中心とした生活を通じて、一人一人に応じた総合的な指導を行い、人への愛情や信頼感を育て、自立と協働の態度を培うよう努めます。また、幼稚園から小学校への移行が円滑に行われるよう相互連携の機会を確保し、その充実を図ります。

3 地域ではぐくむ教育の推進

(1) 学校・家庭・地域の連携

子育てには、学校・家庭・地域社会の単なる役割分担でない連携が求められます。それには「のりしろの部分」が欠かせません。

そのため、学校はオープンスクール事業等を実施し、保護者や地域住民と信頼関係を深め積極的に情報提供し、開かれた学校づくりを推進します。また、「学校支援地域本部事業」を活用するとともに、児童生徒を対象とした「いきいき学校応援事業」を推進します。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

家庭は教育の原点であり、「家庭は心の庭」と言われます。子どもの成長において「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うには家庭の教育力が重要です。

そのため、学校は、PTAや青少年育成推進協議会等関係機関との連携を深め、父親の子育てへの参加の啓発や、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭の教育機能を高める支援のあり方等について検討し、家庭等の教育力の向上を図ります。

《社会教育》

1 生涯学習の基盤づくりの推進

◇生涯学習社会と言われて久しいです。その基盤づくりが喫緊の課題であります。

(1) 多様な学習の機会の提供

各学校・園が保有する教育施設と機能を、可能な限り開放し、学ぶ場の提供に努めます。また「いつでも・どこでも・だれでも学習できる」体制を整備し、地域コミュニティー活動の拠点である公民館活動を活性化し、創意工夫を凝らした魅力ある学習メニューの提供に努めます。

(2) 生涯学習施設の整備・充実

図書館、先人記念館、公民館等の社会教育施設が、町民にとって利用しやすい学習活動の拠点となるよう整備、充実に努めます。

(3) 自己実現と共生をめざす人権教育の推進

「人権教育基本方針」に基づいて、すべての人の自己実現と「共に生きる社会」を展望し、町民が人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方を深める教育を推進します。

(4) 文化財の保護と活用

歴史文化遺産を活用して地域に根ざした個性ある地域づくりを進め、地域の文化財を「総合的な学習の時間」などの教材として活用するよう、学校等との連携を図ります。

2 芸術・文化・スポーツ活動の推進

(1) 芸術・文化活動の推進

郷土が誇る先人を顕彰し、併せて町民の芸術・文化活動の充実を図るとともに、宇野雪村賞、前田純孝賞全国公募展の企画を図り、豊かな心をはぐくむ取組を推進します。

(2) 地域スポーツ活動の充実

スポーツを通して地域コミュニティーづくりや青少年の健全育成を図ります。また、幅広い年齢層の住民が参加しやすく、様々なスポーツを楽しむことができるよう努めます。さらに、「スポーツクラブ21ひょうご」等の関連団体との連携も図り、スポーツの振興に努めます。

(3) 健康・体力の増進

子どもの時から、体力・運動能力の向上を図るため、遊びの中での運動を奨励し、生涯にわたって運動に親しむ基盤を培います。また、食生活に乱れが生じていることから、学校をはじめ家庭や地域が一体となって食生活に起因する健康課題の解決に努めます。